

資料 2

明石市民夏まつり事故調査委員会運営規程

(趣旨)

第1条 明石市民夏まつり事故調査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、明石市民夏まつり事故調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査班の職員)

第2条 要綱第6条第1項の調査班に班長を置き、調査班の事務を統括する。

2 調査班に副班長を置き、班長を補佐し、班長が不在のときは、その職務を代理する。

3 調査班に係長を置き、班長又は副班長の命を受け、担当事務を掌理する。

4 前3項に定めるもののほか、調査班に必要な職員を置くことができる。

(文書の記号)

第3条 委員会に係る文書には、「明調委」の記号を冠するものとする。ただし、軽易なものについては、これを省略することができる。

(公印)

第4条 委員会及び委員会委員長の印は、次のとおりとする。

名 称	寸 法	書 体	使用区分	個数	保管場所
明石市民夏まつり事故 調査委員会之印	方 18	れい書	委員会名をもつてする文書	1	委員会室
明石市民夏まつり事故調査委員会委員長之印	方 18	れい書	委員長名をもつてする文書	1	委員会室

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。